

税の申告はお早めに

2月16日(水)から3月15日(火)まで

【問合先】税務課 内線116

平成16年分所得税の確定申告および平成17年度町県民税の申告相談が始まります。
 例年、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。
 なお、住宅借入金等特別控除および医療費等の還付申告書は2月16日(水)以前でも提出することができます。

所得税確定申告および町県民税の申告受付相談日(印は相談日)

【受付時間】午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

月	日	曜日	税務課職員			月	日	曜日	税務課職員	税務署員
			役場	松枝公民館	総合会館				役場	役場 第1会議室(2階) (午前9時30分～午後4時)
2	16	水				3	1	火	所得税	
	17	木					2	水	所得税	
	18	金					3	木	所得税 資産税	
	21	月					4	金		
	22	火					7	月		
	23	水					8	火		
	24	木					9	水		
	25	金					10	木		
	28	月					11	金		
						14	月			
						15	火			

今年、役場住民課前口ピーでの申告受付は2月25日(金)からです。24日以前は、申告受付を行いませんのでご注意ください。

土地建物や株式などの譲渡所得・贈与税の申告受付・相談は、3月3日(木)税務署員による出張申告受付相談をご利用いただくか、岐阜南税務署の確定申告会場(岐阜建設労働者研修福祉センター【サンレイラ岐阜】)をご利用ください。

岐阜南税務署の確定申告会場

【場 所】岐阜市藪田東1丁目2番3号 岐阜建設会館西 岐阜建設労働者研修福祉センター(サンレイラ岐阜)

【開設期間】2月2日(水)～3月15日(火)(土曜日、日曜日および祝日を除きます)

【開設時間】午前9時～午後5時、(会場の混雑状況によって、受付を早めに終了する場合があります)

この期間中、税務署では申告相談は行いませんので注意してください。

▷なお、今年の確定申告期間中は、平日(月～金曜日)以外でも2月20日(日)・27日(日)の2日間に限り、岐阜建設労働者研修福祉センター(サンレイラ岐阜)で確定申告の相談、申告書の受付を行います。

【開設時間】午前9時～午後5時

▶このほか、笠松町での税務署による出張申告受付相談を下記のとおり行いますので、ご利用ください。

月	日	曜日	申告受付・相談内容	会場・時間
2	2	水	還付申告(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)・贈与税	中央公民館 午前9時30分～午後3時30分
	3	木	還付申告(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)	